

## 法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

～平成 28 年より地方税の取扱いが変わります～

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されます。

法人のお客さまにつきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息等から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客さまにつきましては、変更ございません。

### 記

#### 1. 税率

	平成 27 年 12 月 31 日お支払分まで	平成 28 年 1 月 1 日以降のお支払分
国税	15.315% (※)	15.315% (※)
地方税	5%	廃止

(※) 上記国税には、復興特別所得税 (0.315%) が含まれます。平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは、復興特別取得税が課され、源泉徴収いたします。

#### 2. ご注意事項

- ・今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。
- ・最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認くださいませようお願いいたします。
- ・個別具体的なケースに係る税務上の取扱い等につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

以 上